

## 特殊詐欺を撃退！

通話録音機能付電話機等の購入を補助します！



振り込め詐欺等の特殊詐欺等被害や悪質な電話勧誘等を未然に防ぐため、通話録音機能付電話機等の購入・設置費用を補助します。

### 対象者

次のすべてに当てはまる人

- ・鳥取市内に住所があり居住している人
- ・65歳以上の単身世帯または65歳以上のみの世帯
- ・市民税などを滞納していない人



### 対象機器

電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える「事前予告機能」と「通話録音機能」がある固定電話機または固定電話に接続して用いる通話録音装置



### 補助内容

購入・設置に要する費用の2分の1

※上限10,000円・1世帯あたり1台まで

※ナンバー・ディスプレイなど付随サービスの加入等の費用は対象外です。

※購入時にポイントカードやクレジットカードを利用し、ポイントの付与が確認された場合は、補助金額が減額することがあります。



### 注意事項

- ・予算の上限に達し次第、終了となります。
- ・この制度を利用するには、購入の前に事前の手続きが必要です。
- ・この制度を利用した場合、使用状況等のアンケートにご協力をいただきます。(5年間)
- ・機器の設置により振り込め詐欺等の電話を完全に防ぐことはできません。

手続き方法は裏面へ



## 手続方法

- ①申請書に「購入計画書」、「見積書」、「カタログなどの写し」を添付して提出
- ②決定通知書が届いたら、対象機器を購入し設置する
- ③設置後は次の書類を提出する
  - ・実績報告書に「事業報告書」「領収書」を添付したもの
  - ・補助金等交付請求書
  - ・口座振込依頼書



## 申請期間

**令和6年4月1日(月)～令和7年2月14日(金)**  
※予算の上限に達し次第、終了となります

## 提出方法

鳥取市消費生活センターへ郵送または窓口にて提出してください



## 申請窓口・問い合わせ先

鳥取市消費生活センター（鳥取市役所 本庁舎2階 29番窓口）  
〒680-8571 鳥取市幸町71番地 ☎0857-20-3863

申請書類は消費生活センター窓口のほか、本庁舎・駅南庁舎総合案内、各総合支所、鳥取市公式ウェブサイトで入手できます。

